

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理 研修会のご案内

建築士法第27条の2第7項において、「建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。」と規定されています。

本県においては、「建築士等を対象とする講習の指定に関する要綱」を制定し、奨励すべき講習を指定する制度を設けており、別紙研修会はこの指定を受けて開催されるものです。

つきましては、建築士事務所の開設者及び管理建築士の方々にその社会的責務を再認識していただき、受講されることを奨励します。

令和6年11月28日

建築士事務所の開設者及び管理建築士 各位

宮崎県知事 河野 俊嗣